

図号

8-8  
No 25

## 第24回国連婦人の地位委員会決議集

労働省婦人少年局



|    |    |    |   |   |   |
|----|----|----|---|---|---|
| 室長 | 補佐 | 係  |   |   |   |
|    | 子  | 羽鳥 | あ | さ | ／ |



## 国連婦人の地位委員会について

婦人の地位委員会は、国際連合経済社会理事会に属する機能委員会で、男女平等の原則を国際的問題としてとりあげ、婦人の地位についての調査や研究を世界的規模で行ない、確実な資料を提供し、各国における政策や啓発活動を促進することを目的としている。

1945年サンフランシスコ会議において国際連合の中に婦人の地位を扱う機関を設ける旨の提案が承認され、これにもとづいて1946年、経済社会理事会は15カ国の委員をもって構成する委員会の設置を決定した。

委員国数は、1951年に3カ国、1961年に3カ国追加されたが、1966年さらに11カ国の追加が決定し、32カ国の構成となった。

1947年第一回会議を開催、以来1964年に休会したほかは、1970年まで毎年1回会議が開かれてきた。しかし、1970年の第49回経済社会理事会の決定により、1971年以後会議は隔年に開催されることとなり第24回会議は1972年に開かれた。

委員国の任期は、1971年までは3年、毎年 $\frac{1}{3}$ が改選されることとなっていたが、会議の隔年開催に伴い、1972年からは4年となり、毎年 $\frac{1}{3}$ が改選されるが、1973年およびその後4年目毎の年には選挙が行なわれない。

わが国としては、1950年の第4回会議に非公式オブザーバーが出席したのをはじめとして数次にわたりオブザーバーが出席した。1956年末の日本の国連加盟を機として委員会に立候補し、1958年から1963年までの2期にわたり谷野婦人少年局長を代表として委員国をつとめた。その後2年間は参加をとりやめたが1965年の改選にあたり立候補し当選、1966年1月以降再び委員会に加わり、1966年から1970年までの2期、津田塾大学学長 藤田たき氏を代表として委員国をつとめた。また、1970年の任期終了に伴って再び立候補し選出され、1972年から1975年の4年間引続き藤田たき氏を代表として委員国をつとめることとなったが、1972年の第24回会議には雇用促進事業団婦人雇用調査室長大羽綾子氏が代理として出席した。

## 国連婦人の地位委員会第24回会議

会議の期間 1972年2月14日～3月3日

会議の場所 ジュネーブ

委員国 アジア(6カ国)

インドネシア、イラン、イラク、タイ、日本、フィリピン  
アフリカ(8カ国)

中央アフリカ、モーリタニア、ナイジェリア、チュニジア、  
アラブ連合、ケニア、リベリア、ザイール  
ラテンアメリカ(6カ国)

コロンビア、ドミニカ、ウルグアイ、コスタリカ、アルゼ  
ンチン、チリ

西 欧(8カ国)

オーストリア、ベルギー、カナダ、フィンランド、英国、  
米国、フランス、ノールウエー

東 欧(4カ国)

白ロシア、ハンガリー、ソ連、ルーマニア

(32カ国)

## 議 題

1. 役員選挙
2. 議題の採択
3. 婦人の地位に関係ある国際文書及び国の基準
  - (a) 婦人に対する差別撤廃宣言の実施
  - (b) 婦人の政治的権利
  - (c) 同一労働同一賃金
  - (d) 婦人の地位に関係ある現存の諸条約の研究
4. 事業計画と優先審議事項の設定、文書作成の統制と制限
5. 家庭における婦人の役割り
  - (a) 未婚の母の地位
  - (b) 私法上の婦人の地位
  - (c) 婦人の地位と家族計画
6. 婦人の進歩を促進し、国の開発への婦人の貢献を増大させるための統合的国際活動計画
  - (a) 統合的国際活動計画の検討
  - (b) 人権の分野における助言的事業
  - (c) 婦人の進歩を促進するための専門諸機関の活動
  - (d) 国連組織外の政府間団体との協力
7. 信託統治地域及び非自治領における婦人の地位
8. 平和、自治、自由、独立のための緊急事態及び武力衝突の際の婦人と子供の保護
9. 経済社会理事会に対する婦人の地位委員会第24回会議の報告

## 目 次

|                                                   |    |
|---------------------------------------------------|----|
| 1. 現代社会の婦人の役割りに対する新たな態度を形成する上での<br>マス・コミの影響 ..... | 5  |
| 2. 婦人に対する差別撤廃宣言の実施 .....                          | 5  |
| 3. 事業計画と優先審議事項の設定 .....                           | 6  |
| 4. 同一価値労働に対する同一賃金 .....                           | 8  |
| 5. 婦人の地位に関する国際文書 .....                            | 9  |
| 6. 婦人の地位と家族計画 .....                               | 10 |
| 7. 私法上の婦人の地位 .....                                | 11 |
| 8. 未婚の母の地位 .....                                  | 12 |
| 9. 人権の分野における助言的事業 .....                           | 14 |
| 10. 国際婦人年 .....                                   | 15 |
| 11. 地域レベルにおける婦人の地位に関連ある活動の増大 .....                | 17 |
| 12. 婦人にとくに関係ある国連組織内の専門諸機関の活動 .....                | 19 |
| 13. 婦人にとくに関係あるユネスコの活動 .....                       | 20 |
| 14. 農村婦人、とくに農業従事者の地位 .....                        | 20 |
| 15. 国連組織外の政府間団体との協力 .....                         | 21 |
| 16. 事業計画の実施 .....                                 | 22 |

### 経済社会理事会の採択を求める決議案

|                                                   |    |
|---------------------------------------------------|----|
| 1. 国連組織内機構の事務局における高位その他専門職の地位への<br>婦人の採用 .....    | 23 |
| 2. 統合的国際行動計画の再検討 .....                            | 24 |
| 3. 婦人の地位向上を進め、国の開発への寄与を増進するための統合的<br>国際行動計画 ..... | 25 |
| 4. 統合的国際行動計画の再検討 .....                            | 26 |
| 5. 緊急時、戦時、解放戦争の際の婦人及び子どもの保護 .....                 | 28 |

## 1. 現代社会の婦人の役割りに対する新たな態度を形成する上でのマス・コミの影響

婦人の地位委員会は、

婦人に対する差別撤廃宣言が男女平等の効果的承認を確保するために必要なあらゆる手段を緊急にとる必要性を設立していることを想起し、

婦人の十分な開発に影響ある文化のパターン決定におけるマス・コミの影響の大きいことを意識し、

婦人の進歩促進のための本委員会のあらゆる努力が、現状維持になり勝ちの根深い男女の態度に重大な障害に遭遇していることに注目し、

これらの態度が、男女の考え方、感じ方がある程度決定する文化のパターンから来るものであり、それは、今日マス・コミの発達の結果広範に伝播されていることを観察し、

1. 婦人の地位委員会第25回会議の議題に“現代社会の婦人の役割りに対する新たな態度を形成する上でのマス・コミの影響”と題する議題を含めることを決議する。

2. 事務総長に対し、この決議を加盟国及び関係民間団体に送付し、その意見と関連情報を求めると共に、第25回会議に提出するためこれらの意見について報告書を準備するよう、要請する。

3. 事務総長がユネスコに対し、この問題の相互訓育の研究実施の可能性を検討するよう招請するよう、求める。

## 2. 婦人に対する差別撤廃宣言の実施

婦人の地位委員会は、

婦人に対する差別撤廃宣言の実施に関する事務総長報告書(E/CN. 6/548)に関心をもって検討し、

1. 委員会に提出された事務総長の情報に富む報告書に謝意を表する。

2. 宣言実施について報告を提出した政府、専門諸機関、民間団体に感謝する。

3. 宣言が多彩な方法で広報され、とくにすでに17カ国語にほん訳されていることに、満足をもって注目する。

4. さらに、大方の傾向として加盟国が宣言の原則にのっとっていることに、満足をもって注目する。

5. この報告期間に、とくに政治、経済、社会的分野において進歩がみられたこと、この進歩をもたらす上での宣言の影響に注意を喚起する。

6. しかしながら、多くの場合これら諸原則が未だ十分に実施されておらず、また、法律上と事実上の状態にはかなりの差があることを遺憾とする。

7. 宣言中の婦人の諸権利の完全実施の上での大きな障害の中で、とくに、(a)家庭、地域社会、さらに大きく社会における男女の役割りの伝統的考え方、(b)婦人の家庭、雇用、市民責任を果す上での困難、(c)一部の開発途上国における農村の婦人、とくに、一部の開発途上国において労働力の大部分を占める農業に従事するものの地位の低いこと、に注目する。

8. 加盟国が宣言の完全実施のために適切なあらゆる法制、その他の方策をとるよう希望を表明する。

9. 政府、専門諸機関、民間団体ができる限りの手段で宣言の広報を行っていることの重要性を強調する。

10. 事務総長に対し、一般に浸透させる目的で宣言についてパンフレットを速かに発行し、宣言の広報のため国連がとることのできる他の方策について、第26回会議に報告するよう、要請する。

### 3. 事業計画と優先審議事項の設定

婦人の地位委員会は、

事務総長報告書、「婦人の政治的権利(A/8132)」、「婦人に対する差別撤廃宣言の実施(E/CN. 6/548)」を感謝をもって審議し、

宣言実施に関する将来の報告作成は、政府のためのガイド・ライン作成によって容易になるであろうことを確信し、

このようなガイド・ラインは分析報告書の作成を可能にし、この報告書



は当然婦人に対する差別撤廃のため将来国際文書が必要であるか否かを示すものとなるであろうことを信じ、

1. 事務総長が準備しようとするガイド・ラインの基礎となるような情報を提供する意味で、加盟国、専門諸機関、民間団体が宣言中の諸原則に効果を与えるためとった活動について、事務総長に通知するよう、要請する。

2. 事務総長に対し、このガイド・ラインを加盟国、専門諸機関、経済社会理事会の諮問的地位にある民間団体に送付するよう、要請する。

3. 経済社会理事会に対し、次の決議案を採択するよう、勧告する。

経済社会理事会は、

婦人参政権条約、人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約、奴隷制度、奴隷取引及び奴隷制度に類似する制度及び慣行の廃止に関する補足条約を想起し、

さらに、婦人に対する差別撤廃宣言を想起し、

経済社会理事決議 731E (XXVIII)、961B (XXVI)、1132 (XLIV) 1325 (XLIV) を想起し、

宣言実施の審議は、各国政府が、一定のサイクルで、婦人参政権条約の実施に関する報告と関連させた上で、この問題の特殊な分野について報告を行うことによって、容易になしうることを確信し、

報告の作成が合理化し、その結果政府、とくに開発途上国政府、国連事務局の負担を軽減することを信じ、

婦人の地位委員会第 21 回会議決議 4 によって要請された、奴隷制度、奴隷取引及び奴隷制度に類似する制度及び慣行の廃止に関する補足条約第 8 条並びに人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約に関連する婦人の地位についての別途報告書の作成は、ある程度人権委員会の事業と重複するが、この 2 条約の実施は婦人の地位委員会にとって常に関心事であることに注目し、

1. 加盟国が、1972 年から 73 年の期間から宣言実施の報告を、4 年のサイクルで、初めの 2 年間は宣言の 2、4、5、6、7、8 条に定められた公的、政治的権利の実施について、次の 2 年間では同 2、9、10

条の経済的、社会的、文化的権利の実施について、情報を提出するよう、要請する。

2. 加盟国、専門諸機関、民間団体が事務総長に対し、2年毎に、1、3、11条を考慮して、宣言の広報、条項にそって行なった教宣活動について、情報を提供するよう、要請する。

3. 加盟国が1972年から1973年の期間に、事務総長に対し婦人参政権条約について情報を提供し、その後4年毎に宣言の中の公的、政治的権利に関する報告に含めるよう、要請する。

4. 加盟国が1972年から1973年の期間に、宣言実施に関する報告の一部として、婦人の地位に関係あるものについて、奴隷制度、奴隷取引及び奴隷制度に類似する制度及び慣行の廃止に関する補足条約、これに奴隷の最悪の形であるアパルトヘイト及びコロニアリズムの慣行についての情報を含め、また、人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約の実施について情報を提出し、以後4年毎にこれを行なうよう、要請する。

5. 加盟国、専門諸機関、民間団体が上記1～3節に従って情報を提出する際、その期間における下記の点の発展に重きをおくよう、招請する。

- (a) 法律上の地位（関連の憲法条文、法律規則の制定及び、あるいは廃止）
- (b) 事実上の地位（必要な場合には統計、割合の添付）
- (c) それが存在する場合には、法律上と事実上の地位の格差（宣言の諸原則の完全実施を妨げる障害、注目すべき一般的傾向を含める）

6. 事務総長に対し、婦人の地位委員会の各会期に、4年のサイクルで条約及び宣言の実施に関する分析報告書を提出するよう、要請する。

#### 4. 同一価値労働に対する同一賃金

婦人の地位委員会は、

ILO条約第100号、同一価値の労働に対して男女の労働者に同一の報酬に関する条約の実施が、婦人労働者の地位の向上に大きなステップと

なっていることを確信し、

これに関しては、かなりの進歩がみられるものの、未だなすべき多くのことが残されていることに注目し、

客観的職務分析と評価なしには、100号条約の実施は困難であることを認識し、

1. ILOに対し、婦人の地位委員会の審議のために、同一価値労働に対する同一労働に関する有益な報告書(E/CN.6/550)を提出されたことに、感謝を表明する。

2. ILO条約第100号未批准の国連加盟国に対し、速かに批准するよう、希望を表明する。

3. さらに、ILO条約第100号当事国並びにILO加盟国は、同一価値の労働に対して男女労働者に同一の報酬の原則のすべての労働者への適用を確保するための努力を継続するよう、希望を表明する。

4. ILOに対し、次のことを要請する。

(a) 客観的分析、評価、分類の基準を促進する目的で、なされた仕事を基礎とする客観的職務評価をすすめる研究を継続する。

(b) 同一報酬の原則を男女に有効に適用させるため、賃金の考え方、その基準と構造を決定する要因(賃金据置を含む)を分析する。

(c) 本委員会への定期報告書中に、この問題の調査研究の進歩についての情報を含める(上記a及びbの問題点及び職務分類、評価、報酬に関する団体交渉への婦人の参加をすすめるための各国の努力を含める)

5. さらに、ILOが事務総長と協力して、国連出版物として発行されている“同一労働同一賃金”を新たにし、できる限り広範に配布するよう要請する。

## 5. 婦人の地位に関する国際文書(単数あるいは複数の)

婦人の地位委員会は、

議題3 “婦人の地位に関係ある国際文書及び国の基準”を審議し、  
国の社会的、政治的、経済的、文化的分野において婦人がなした大きな

貢献、家庭、とくに母として婦人が果たした役割りを考慮し、

婦人に対する差別が引続き存在することに関心をいだき、

男女の平等を否定し制限する婦人に対する差別は不正かつ人間の尊厳に対する侵犯であることを考慮し、

婦人に対する差別撤廃宣言の諸原則に効力を与え、そのために必要な実際的方策の速やかな採用を確保することを望み、

事務総長報告書“婦人に関係ある現存諸条約の研究”(E/CN. 6/552)を検討するための十分な時間がなかったこと、そして、この報告書は男女の平等が現存の国際文書にどの程度保証されているかについて、有益な情報を与えるものであろう事実を考慮し、

しかしながら、現状から判断すれば、婦人の地位に関係ある現存の国際文書はあらゆる面で適切であるとはいえないことを考え、

婦人に対する差別撤廃を目指す単数あるいは複数の新たな国際文書を採用することが望ましいと信じ、

1. 事務総長が、国連加盟国に、婦人に対する差別撤廃のための新たな国際文書(単数あるいは複数の)の性格及び内容について意見と希望を送達するよう求め、また、各国政府の回答を考慮に入れワーキング・ペーパーを作成するよう、招請する。

2. 第25回会議の議題に、“婦人に対する差別撤廃のための新たな国際文書(単数あるいは複数の)に関する提案の審議。”と題する議題を含めることを決議し、その結果、この事業を容易ならしめるため、地域別分割の原則を考慮に入れ、委員国中13から15カ国の構成でワーキング・グループを設立し、第25回会議の開始前5日間会合をもち、事務総長報告書(E/CN. 6/552)に対する各国政府の回答に沿って、婦人に対する差別撤廃のための単数あるいは複数の国際文書の草案を準備する作業を開始することを、決定する。

3. 事務総長、ILO、ユネスコが、ワーキング・グループ及び委員会を援助するよう要請する。

## 6. 婦人の地位と家族計画

婦人の地位委員会は、

総会決議 2211 (XXI)、2716 (XXV) 及び婦人の地位委員会決議 7 (XXIII) を想起し、

1968 年 5 月 12 日の国際人権会議決議 XXVIII を想起し、

婦人の地位と家族計画に関する特別報告者の進展報告書に注目し、

1974 年が世界人口年に指定されたことを考慮し、

特別報告書及び事務総長が、各国政府が国別研究を行なう上で参考となるガイド・ラインを作成し、また、婦人の地位と家族計画の国別研究の準備あるいは地域セミナー開催の可能性について政府と成功裡に協議を行なったことに対し、感謝を表明する。

各国政府が事務総長に対し、示唆された基準及びガイド・ラインにそって行なった国別研究の情報を提供するよう、要請する。

さらに、次期会議への報告書の提出準備を容易ならしめるため、加盟国が特別報告者の協議に協力するよう、要請する。

民間諸国法に対し、この目的のため、その大きな協力をさらに続けるよう、強く要請する。

特別報告者への協力を行なった政府、民間団体に対し、感謝を表明する。  
事務総長が、本決議を加盟国に伝達するよう、要請する。

## 7. 私法上の婦人の地位

婦人の地位委員会は、

私法上の婦人の地位の研究のための事業計画にもとづいて事務総長が提出した概要案 (E/CN. 6/563) に、感謝をもって注目し、

多くの国の法制の下で結婚婦人の地位が、未だ差別をうけ、これが単に婦人のみでなく家族全体にとって有害であることを心にとめ、

いくつかの国で、この法制上の地位を是正する措置を行なっていることを、満足をもって考慮し、

1. 婦人のためにより良い法制を導き出すために行なわれるこれらの研究の初めに際し喜びを表明する。

2. 提案されたガイド・ラインは、婦人の地位委員会の事業を導く原則に適合することを認める。

### 3. 概要を承認する。

## 8. 未婚の母の地位

婦人の地位委員会は、

未婚の母の法律的、社会的地位に関する事務総長報告書（E/CN. 6/562）を感謝をもって審議し、

経済社会理事会が、次の決議案を採択するよう、勧告する。

経済社会理事会は、

国連憲章、世界人権宣言、国際人権規約、婦人に対する差別撤廃宣言、社会の進歩及び開発に関する宣言が、基本的人権、人間の尊厳と価値、男女同権の確信、社会進歩と生活水準の向上を促進する決意を、厳しゅうに宣言し、再確認したことを考慮し、

母性にもとづく婦人に対する無差別及び子どもの保護の原則は、これらの文書並びに児童の権利宣言にも盛り込まれていることを想起し、

経済社会理事会決議1514（XLVIII）“未婚の母とその子、その社会的保護と社会への受け入れの問題。”の採択をさらに、想起し、

未婚の母の数が、ある国々において引続き増加していること、未婚の母はしばしば、上述の文書に設けられている平等及び無差別の原則に反する法的、社会的差別のもとにおかれていることに注目し、

さらに、未婚の母には重い責任が課されていることに注目し、

ある国々において、最近急速に、未婚の母が直面する困難に大きな関心を払っていることを歓迎し、

あらゆる可能な手段を通して、人間として生れながらの尊厳と価値の尊重を促進し、これにより、未婚の母を含めた社会のすべての人々が、その権利としてもっている平等と不可譲の権利を享受でき、その仕事をおして国の開発に寄与することを信じ、

1. 未だそれを行っていない、あるいはこの問題に直面している加盟国政府が、未婚の母とその子に対する現行の法的、社会的差別を排除し、未婚の母である故に必要とされるすべての助言と援助を、与えるため、でき

得る限りの措置をとること、また、理解の欠除から起る弊害を排除するため彼らの地位について社会のより大きな理解を得、未婚の母とその子が他の社会のメンバーと同様に受け入れられることを確保するよう努力することを勧告する。

2. この目的を達成するため、次の一般原則を勧告する。

(a) 母の認知は、出産の事実にもとづいて、自動的に、あらゆる場合に法律上認められるべきである。

(b) 通常の両親に適用される法体系が如何なるものにせよ、未婚の母は父の認知がなされているか否かを問わず、あらゆる場合に、親として法律で認められている完全な権利と義務を、とくに次の点について、享受しなければならない。

(i) 母の認知のみなされている場合は、でき得れば、婚姻外出生の事実を明らかにしないような方法で子は母の姓を名のるべきである。

(ii) 母の認知のみなされている場合は、出生の事実にもとづいて、未婚の母の国籍がその子に引継がれなければならない。両親の認知がなされている場合は、子の国籍は嫡出子に適用されると同様の法則で行なわれなければならない。

(iii) 未婚の母は、出産の事実にもとづいて自動的に、すべての場合に子に対する完全な親権を法律上与えられねばならない。

(iv) 未婚の母とその子の間の扶養の権利及び義務は、片親と嫡出子間と同様でなければならない。

父及び母の双方の認知がなされている場合には、両親の扶養義務は、通常の両親と同様でなければならない。

次の点について未婚の母に対する国のできる限りの援助がなされなければならない。

(a) 父に認知をさせること。

(b) 父の子に対する扶養について、父の強制的同意または権限ある機関の決定をうること。

父がその扶養義務を遂行しないとき、あるいは、父権の設定が不可能な場合には、適当な公けの財源から、母と子の必要を充すため

の給付がなされなければならない。

(ⅳ) 相続に関するすべての事項について、未婚の母の子に対する如何なる差別もなされてはならない。

(ⅳ) 未婚の母は、通常の母、とくに片親の場合に与えられるすべての社会援助、社会保障を享受しなければならない。

(ⅳ) 雇用、教育、訓練及び保育施設の利用について、未婚の母に対し如何なる差別もなされてはならない。

3. 必要な場合には、婚姻外出生の社会的責任の配分に現在男性により寛大な道德基準があることに認識を高めるための計画促進について加盟国が考慮を払い、これによって、このような出生の責任について男女双方に対する社会の態度のバランスをもたらすよう勧告する。

## 9. 人権の分野における助言的事業

婦人の地位委員会は、

1971年と72年の人権に関する助言的事業の事務総長報告書を検討し、

経済社会理事会が、次の決議案を採択するよう、要請する。

経済社会理事会は、

人権委員会決議17(XXIII)が、とくに、事務総長に対し、1969年以降、毎年婦人の地位に関するセミナーを1回あるいは2回開催するよう要請したことに注目し、

1970年にモスクワで開かれた、国の経済生活への婦人の参加に関する世界セミナー及び1971年にガボンのリブレビルで開かれた同テーマの地域セミナーの成功に、満足をもって注目し、

人権の分野の助言的事業は、婦人の地位に関連ある事業及び活動に非常な注意を払うべきことを考慮し、

助言的事業、すなわち政府に対する援助、婦人の地位に関するセミナーの計画等の全体の目的にそって、事柄は婦人の地位委員会の事業により緊



密に関連すべきであると信じ、

1. 事務総長が、人権に関する助言的事業の責任を果たす上で、現在利用できる財源の範囲内で、できる限り次のことを行なうよう努力することを要請する。

(a) 婦人の地位に関連あるテーマの2つのセミナーを毎年、とくに委員会会議の開かれない年に、開催する。

(b) このうち少くとも1つは世界的規模とし、婦人の地位委員会の事業計画に直接関係あるものについて行なう。

(c) 人権フェローに、より多くの婦人、また婦人に対する差別撤廃を目的とする活動を行う人々の指名を確保することにさらに注意を払う。

2. 国連加盟国に対し、次のことを要請する。

(a) 人権フェローを事務総長に推せんする際、より多くの婦人と性にもとづく差別撤廃の仕事にとりくむ人の名を含める。

(b) 人権の分野における助言的事業の範囲内で、婦人の地位委員会の事業計画に直接関連あるテーマについてのセミナーを招請する可能性に重大な関心を払う。

(c) 婦人の地位向上のための計画実施に際しては、人権の分野における助言的事業のもとで行なわれる専門家のサービスを十分に利用する。

## 10. 国 際 婦 人 年

婦人の地位委員会は、

婦人に対する差別撤廃宣言、その他国連及び専門諸機関の文書の存在にもかかわらず、また、平等な権利について進歩がみられるにもかかわらず婦人は、政治、文化、科学、経済、社会の分野において差別され続けていることに関心をいだき、

国連が採択したこの問題に関する諸条約が多くのに未だ批准されていないことに注目し、

各国内の生活の民主的、前進的開発、国の開発計画の実施、現在各国に大きな関心をもたれている問題の解決、すなわち国際平和、安全保証、軍

縮、諸国民の自由と独立、これらはすべて、あらゆる段階での婦人の最大限の参加を必要としていることを確信し、

婦人に対する差別は、婦人が国の政治、社会、経済、文化生活に男子と同等に参加することを妨げ、人的資源の十分な活用の障害となり、十分な開発を阻害するものであることを考慮し、

加えて、平等の権利及び婦人に対する無差別の原則を事実上のものとするための集中的活動の必要性を認識し、

総会が宣言した多くの国際年、とくに、国際人権年、民族主義、人種差別と闘うための国際行動年、国際教育年との関連でとられた方策の役割りに注目し、

文書 E/CN. 61/NGO/244 に収録された、諮問的地位をもつ多くの民間団体が提出した意見に心をとめ、

経済社会理事会が、次の決議案を総会に送達するよう、要請する。

経済社会理事会は、

総会が次の決議案を採択するよう要請する。

総会は、

1947年2月10日から24日まで、ニューヨークのレーク・サクセスにおいて婦人の地位委員会第1回会議が開催されてから25年が経過したこと、これは、過去に得た結果を再検討することの可能な期間であることを考慮し、

1967年11月7日、総会において採択された婦人に対する差別撤廃宣言の目的と原則に心をとめ、

婦人の地位委員会がその創設以来25年間に成した事業の効果と、婦人が国の社会、政治経済、文化生活に与えた重要な貢献を認識し、

法律上、事実上の男女平等の原則について世界的に認識を高める必要があり、未だこれを行っていない国において、婦人の権利実現のため、法的、社会的方策がとられねばならないことを考慮し、

総会決議 2626 (XXV) “第2次国連開発10年のための国際開発”。

中に、開発10年の目標と目的として、全体の開発努力の中に婦人の十分な受け入れを奨励していることに注目し、

婦人の地位委員会によって明示され、1970年に決議2716(XXV)として総会に採択された、第2次国連開発10年中に達成すべき一般的目的と最低目標に注意を喚起し、

これらの目的のために国際人権年の宣言が、婦人の地位向上に必要な活動を集中的に行うことに資するであろうことを考慮し、

1. 1975年を国際婦人年と宣言する。
2. この年に、男女平等を促進し、国内及び国際的開発への婦人の寄与を増大させるための集中活動を行なうことを決定する。
3. すべての加盟国、すべての関係団体が婦人の権利実現と婦人に対する差別撤廃宣言を基礎とする婦人の進歩を確保するために行動をとるよう招請する。
4. 事務総長が、加盟国、専門諸機関、関係民間団体と協議の上、現在の財源の範囲内で、1974年の婦人の地位委員会第25回会議に提出すべく、国際婦人年の計画案を作成するよう、要請する。

#### 11. 地域レベルにおける婦人の地位に関連ある活動の増大

婦人の地位委員会は、

経済社会理事会の採択を求めた第23回会議決議案VIII及び1970年5月28日の第1694回会議において、経済社会理事会が、各国政府の意見にそって更に検討を加えるよう婦人の地位委員会にこの決議案をさし戻す決定を行なったことを想起し、

各国政府の意見を収録した事務総長覚書(E/CE.6/559)を検討し、経済社会理事会が、次の決議案を採択するよう勧告することを決定する。

経済社会理事会は、

国連組織内の各種の機構が採択した決議や勧告の実施を助けるために、政府間団体が行なった事業の効果を想起し、

婦人の地位委員会の勧告をより効果的に実施するため地域レベルにおいてとられた活動に関する事務総長報告書(E/CN.<sup>6</sup>/<sub>582</sub>、E/CN.<sup>6</sup>/<sub>553</sub> E/CN. 6/554)を想起し、

さらに、1947年3月29日の決議48(IV)において、経済社会理事会が事務総長に対し、婦人の地位委員会の各会議に地域政府間団体の婦人の権利に関する分野からオブザーバーを出席させ、諮問、情報提供を行なわせ、同委員会とこれらの団体の間で婦人の地位に関する問題について情報の交換を行うよう、要請したことを想起し、

さらに又、1967年8月3日の決議1267B(XLIII)において理事会がその下部機関に対し、それら機関とその関連分野の地域政府間団体との間に相互関係の設立の望ましいことについて勧告を出すよう要請したことを想起し、

アラブ諸国連盟の協議会が、1971年メンバー国の婦人の地位向上のため“アラブ婦人委員会”を設立したことを、関心をもって注目し、

さらに、全米婦人委員会が、地域内の婦人の地位向上のため、セミナー訓練コースをとおして、また、国連文書とくに婦人に対する差別撤廃宣言についての広報をとおして行なっているサービスに注目し、

関連国連文書中の原則の実施が、婦人の社会への完全同化、人間性の満足すべき進歩にとって基本であることに留意し、

国の政治、社会、経済のあらゆる分野への婦人の平等の参加を保証する国連文書の実施が、未だ十分に行なわれていないことに心をとめ、

地域レベルでの活動計画の増大は、婦人の地位向上に非常な利益をもたらすであろうことを信じ、

1. 国連組織外の関連政府間団体が、婦人の利益のため採択された決議や勧告をより効果あらしめるため、また、国の開発、進歩のあらゆる分野に婦人をより広く受け入れるため、地域内の婦人の地位委員会の設立を考慮するよう、要請する。

2. 国連地域経済委員会が、その地域活動に婦人の参加を増大させるプ

プログラムを組み入れるために必要な措置をとること、また、経済社会理事会への報告中に、国の経済、社会開発への婦人の参加を助長するためにとった措置についての情報を含めるよう、要請する。

3. 事務総長に対し、それらの情報を婦人の地位委員会に知らせるよう、要請する。

## 12. 婦人にとくに関係ある国連組織内の専門諸機関の活動

婦人の地位委員会は、

婦人にとくに関係ある国連組織内の専門諸機関、とくに、国連教育科学文化機関、国際労働機関、国連食糧農業機関、世界保健機関、国連児童基金、国連開発計画の報告書を関心をもって注目し、

経済社会理事会が、次の決議案を採択するよう勧告する。

経済社会理事会は、

婦人の地位向上のための上記専門諸機関の計画が社会全体の進歩に及ぼす重要性を意識し、

さらに、婦人をあらゆる段階の政策決定の地位につけることが必要であり、それによって、これらの計画の実施を十分効果的に行なうことができることを意識し、

1. 加盟国政府が、これらの専門諸機関の総会、各種会合、国内の委員会、連絡機関等の代表団に加える婦人の数を増加させることの重要性を認めるよう、希望を表明する。

2. さらに、事務総長が上記専門諸機関の事務局長に対し、引続き加盟国に各機関の専門分野での婦人の参加を増大させ、各事務局のすべての分野に婦人を入れることを確保するよう要請することについて希望を表明する。

3. 上記専門諸機関の事務局長に対し、婦人の地位委員会に、上記1節にのべられた婦人の参加の程度（数と割合）を通知するよう要請する。

### 13. 婦人にとくに関係あるユネスコの活動

婦人の地位委員会は

1948年8月23日の経済社会理事会決議154 FVII、婦人の地位委員会決議6 (XXIII) に従って準備された婦人にとくに関係あるユネスコの活動の研究 (E/CN. 6/557) を審議し、

経済社会理事会に対し、次の決議案を採択するよう要請する。

経済社会理事会は、

ユネスコが、その分野での共通の開発事業や科学技術の進歩への少女と婦人の貢献を増大させる目的で考え方や活動を促す方向で計画をすすめる努力を重ねていることに注目し、

いくつかの地域が実行上の理由から、国の行政機関、ユネスコの留意を常に必要としているにも拘らず、手をつけずにおかれていることを遺憾とし、

婦人の教育推進のための国連組織内での協力が、若い女性に特殊な問題すなわち政治の分野へのより積極的、効果的参加のための市民意識の改造男女同程度の家庭生活への準備、少女のためのレクリエーションの問題を審議し、

ユネスコが、若い女性の市民意識の養成が彼女たちの社会のあらゆる分野への受け入れをすすめる上で最も重要であるとの信念のもとに、若い女性の問題を優先的に今後も研究すべきことを勧告する。

事務総長及びユネスコ事務局長が、人間性の開発、人権の有効かつ実際の享受を確保する手段として、若い男女の教育計画促進の方策に特段の注意を払うよう要請する。

### 14. 農村婦人、とくに農業従事者の地位

婦人の地位委員会は、

婦人の進歩のための統合的国際活動計画に関する総会決議2716 (XXV)

を想起し、

さらに、上記決議中の婦人の訓練、雇用の分野において第2次国連開発10年に達成すべき最低目標の一つは、農業の開発、事業のすべてに婦人が参加する機会を実質的に増加させることであることを想起し、

一部の開発途上国では、農業に従事する婦人が女子労働力の大部分を占めていることに注目し、

一部の開発途上国では、農村婦人、とくに農業従事者の地位の低いことを意識し、

1. 農村婦人が妻、母としてのみでなく、市民として、国の開発へのよき参加者としてその能力の最大限の発揮を助ける方法、手段を研究する目的で、婦人の地位委員会の事業計画中に、農村婦人、とくに農業従事者の地位と題する議題を含めることを決定する。

2. 事務総長、加盟国、関係専門諸機関、とくに、国際労働機関、国連食糧農業機関、国連教育科学文化機関、世界保健機関並びに国連児童基金に対し、農村婦人、とくに農業従事者の地位に関する情報を1974年の審議に付すべく婦人の地位委員会に送付するよう要請する。

## 15. 国連組織外の政府間団体との協力

婦人の地位委員会は、

経済社会理事会決議48(IV)を想起し、

さらに、婦人の進歩のための統合的国際活動計画に関する総会決議2716(XXV)を想起し、

婦人に対する差別撤廃宣言の有効な実施のための活動に関する全米婦人委員会が提出した有益な報告書(E/CN.6/558)及びアメリカ大陸の変化の過程と開発において、また、諸国民の一般的進歩を支えている社会経済構造の変化における真の同化に注目し、

婦人に対して未だ存在する法律上、事実上の差別を撤廃するための確実な方策を直ちに与えることができるような新しい戦略の緊急の必要性を認識し、

国際団体、地域的、国内的専門組織、民間団体の間で、いかなる開発政策の技術、財政面への影響をもつ仕事の重複をさけるため、努力を結集する必要のあることを認め、

全米婦人委員会が、近い将来、統合活動計画を実行する目的で、婦人の地位委員会との協力関係を強める方向を強めることを歓迎し、

1. 全米婦人委員会が、1972年の第16回総会の議題に、第25回会議の仮議題の中にあるような婦人の地位委員会の事業計画、これは現存の地域や国内の条件、そしてとくに、婦人の進歩のための統一的長期計画及び婦人に対する差別撤廃宣言に適合するものであろうが、の適切な問題を含めるよう要請する。

2. 国連組織外の他の地域的あるいは政府間団体、たとえば最近設立された婦人の進歩促進のためのアラブ連盟婦人委員会、に関心が増大していることに満足を表明する。

3. 他の適当な地域的政府間団体が、総会決議2716(XXV)に示されているような婦人の進歩のための統合的国際活動計画をできる限り実施し、また、婦人の地位委員会の将来の会議に代表を送るよう、希望を表明する。

4. 事務総長が、加盟国と国連組織外の政府間団体との婦人の進歩促進計画実行面での協力をうながす目的で、加盟国並びに政府間団体事務局に、本決議及びこれに添えて婦人に対する差別撤廃宣言、総会決議2716(XXV)を送達するよう要請する。

## 16. 事業計画の実施

婦人の地位委員会は、

婦人の進歩のための統合的国際活動計画に関する総会決議2716(XXV)がその中で、このような計画の成功には、とくに、国連組織全体として可能な方法やテクニックの最大限の利用を必要とするであろうとのべていることを想起し、

婦人の地位委員会が、その事業計画の中で婦人に対する差別撤廃に関す



る国際文書（単数あるいは複数の）の準備の可能性の検討を含めた、新しい計画を提案したことに注目し、

今会議で採択された事業計画の実施には、適切な数の事務局職員が配置されるべきことに関心をいただき、

事務総長及び専門諸機関の事務局長が、現在の職員数の範囲内で、本委員会の現事業計画の十分かつ効果的实施を行うため、適切な職員を配置するよう、希望を表明する。

### 経済社会理事会の採択を求める決議案

#### 1. 国連組織内機構の事務局における高位その他専門職の地位への婦人の採用

経済社会理事会は、

総会が、次の決議案を採択するよう勧告する。

総会は、

国連総会が採択した男女の地位の平等を認める宣言及び文書、とくに国連憲章、世界人権宣言、経済、社会、文化的権利に関する国際規約、公的、政治的権利に関する国際規約婦人に対する差別撤廃宣言、ILO、ユネスコの関係条約等を想起し、

事務総長の総会に対する報告中に、高位あるいは専門職の地位につく婦人に関する情報、その数を占めている地位、を含めるよう要請された決議2715（XXV）を想起し、

第26回総会に提出された事務局の構成に関する事務総長報告書（A/8483）に初めて、国連組織内諸機構の事務局内の高位あるいは専門職の地位につく婦人の数と地位を性別に示して、婦人の雇用状況に関する情報を含めたことを、謝意をもって注目し、

文書A/8483が、1971年8月31日現在、国連事務局内で次長あるいは事務総長補佐の地位にある婦人は1人もなく、D-2レベルにある

59人中わずか3人、D-1レベルの179人中わずか4人が婦人であることを示していることを、さらに注目し、

さらに又、事務局内のより低い、専門的でない職にある婦人の割合は逆に高く、P-5レベルでは7.3%、P-1レベルでは44.8%を占めていることに注目し、

同様に、他のすべての機構内でも最高位にある婦人は1人もなく、わずか1人がD-2レベル、11人がD-1レベルについていることに注目し

1. 事務総長が最近国連事務局の高い地位に婦人を就任させる考えのあることを発表したことを、謝意をもって注目する。

2. 事務総長の国連事務局の構成に関する総会あて年次報告中に、専門的あるいは政策決定のレベルで婦人のついでいる地位の性質仕事のタイプを示すように、国連組織内機構の事務局に働く婦人のより総合的統計を含めるよう要請する。

3. ここに再び、国連組織内機構に対し、空席へ個人が応募する権利をより重点的に広報することを含めて、資格ある婦人の専門的あるいは政策決定の地位への平等の機会を確保するために適切な措置をとり、あるいはとることを続けるよう、強く要請する。

4. 加盟国が、国連組織内機構の事務局の高位あるいは専門職の地位に国民を推せんする際は、資格ある婦人の候補者を、あらゆる地位、とくに政策決定の地位に推すことに十分なる考慮を払うよう、求める。

## 2. 統合的国際行動計画の再検討

経済社会理事会は、

1967年11月7日に採択された婦人に対する差別撤廃宣言、1969年12月11日に採択された社会の進歩と開発に関する宣言を想起し、

婦人の進歩のための統一的長期国連計画を含め、近代社会の婦人の権利を促進するための方策に関する1969年、テヘランで開かれた国際人権会議決議IXを、また、これがこのような計画のガイド・ラインを設立したことに注目し、

さらに、婦人の地位を高める技術協力計画のために使用できる財源を増加させるために、統一ある努力がなされなければならないことを勧告した 1970 年 12 月 15 日の総会決議 2761 (XXV) を想起し、

最近まで、開発途上国の経済、社会開発計画中の婦人の要求には十分注意がはらわれていなかったことを観察し、

全体の開発は利用できる労働力のより大きな活用を必要とし、婦人の能力は未だ十分活用されていないことを認識し、

とくに開発途上国の農村開発計画の実施における婦人労働力の可能性を意識し、

しかしながら、農村開発に対する婦人の伝統的貢献の経済的価値は、新しい農業技術、その他の関連分野及び家政技術の訓練が適切でないことによって影響されていることを遺憾とし、

1. 各国政府が、その開発計画及び労働力の有効活用の計画と実行において、とくに農村において婦人の進歩のための事業を行っている婦人団体その他の民間団体が効果的に参加しうるよう、強く要請する。

2. 国連開発計画、その他の適当な国連組織内機構、地域の団体、政府間団体、民間国体に対し、被恩恵国に与えられた技術援助計画の範囲内でより多くの技術援助資金を婦人のための農村開発計画の効果的立案と実行に割り当てることに十分考慮を払うよう要請する。

3. 事務総長が、本決議を、国連開発計画長官をとおして、国連開発計画の駐在員に送達するよう要請する。

### 3. 婦人の地位向上を進め、国の開発への寄与を増進するための統合的国際行動計画

経済社会理事会は、

婦人の進歩のための統一的長期計画を創設した 1962 年の総会決議 1777 (XVII) を想起し、

さらに、婦人の進歩のための統合的国際行動計画についての 1971 年の総会決議 2716 (XXV)、および同決議に定められた第 2 次国連開発 10

年中に達成すべき目的と最低目標を想起し、

“開発努力への婦人の全面的参加”を促進することをその目標に含めた、第2次国連開発10年国際開発戦略に関する1971年の総会決議2626(XXV)に注目し、

開発における婦人の役割に関する地域間専門家会議が、1972年6月、社会開発委員会、および婦人の地位委員会の事業計画の一環として開催されることに関心をもって注目し、

さらに、この会議が、総会決議2716(XXV)第5節に勧告する会議セミナー等の種類に該当し、開発問題および婦人の地位問題に関連ある人々を含めるものであることに注目し、

1. 社会開発委員会と婦人の地位委員会の共同事業として、開発における婦人の役割に関する地域間専門家会議が1972年6月開催されることを歓迎する。

2. 総会決議2716(XXV)とくにその附属に定められた目標、ならびに婦人の地位委員会第24回会議が第6議題において、婦人の進歩のための統合的国際行動計画および地域における婦人の地位のための活動強化に関連して勧告した諸決議に同専門家会議の注意を喚起する。

3. 第2次開発10年における開発努力に婦人の全面的参加を促すための諸勧告を再検討するにあたって、専門家が上の目標を十分考慮することを希望する。

4. 事務総長が、専門家会議の報告を、婦人の地位委員会および社会開発委員会に提出することを要請する。

#### 4. 統合的国際行動計画の再検討

経済社会理事会は、

婦人の進歩のための統合的国際行動計画に関する総会決議2716(XXV)を想起し、

このような長期の統合的国際行動計画に、婦人の地位をたかめ、社会生活のあらゆる領域へ婦人の効果的参加を促すことを信じ、

世界各国間の、および各国内の地域間の文化的伝統や社会経済発展段階

に差異があるために、婦人の発展の程度もまたいくつかの段階にあることに注目し、

農村および都市の双方において、最も恵まれない婦人のもっているニーズにあわせた計画を創設増加することが重要であることを信じ、

婦人の進歩のための統合的国際計画の遂行にあたって、もっとも初歩的な発展段階の問題に集中するあまり、より中程度、高度の発展段階にある婦人のニーズや要求が看過される傾向があるかもしれないことを考慮し、

このような計画は、婦人の各種の発展段階を慎重に考慮に入れ、それぞれの問題や要求に現実的に適合すべきことを確保し、

1. 総会決議 2716 (XXV) 附属に定められた目標は、すべての発展段階にある婦人を利するような方法で実行されることを勧告する。

2. 婦人の進歩を促すための行動計画を立案遂行するにあたって、婦人が妻として、母としてのみならず、国の発展に全面的に参加しうる市民としても、最大限の能力を発揮できるよう、政府が婦人の多様のニーズに配慮することを強く要請する。

3. 国連の専門機関、国連開発計画等、その他政府間機関、非政府団体が、技術援助の計画および割当てを行なうにあたって、本節 1、2 の勧告を考慮し、これにともなう行動をとることを要請する。

4. 国連開発計画の援助による諸活動における婦人の参加に関する有益な報告書を、国連開発計画が本委員会に提出したことは感謝する。

5. 国連開発計画が各種の経済的発展段階に対応するよう考慮しつつ、婦人がその発展と、技術的援助計画に十分参加できるよう配慮することを強く求め、かつ、国連開発計画が婦人の地位委員会の将来の会議に本問題の報告書を提出することを要請する。

6. 婦人の地位委員会に対して、婦人の進歩のための行動計画の実行を審議するにあたり、各国の発展に婦人が可能な最大限の能力を発揮して寄与できるよう、各発展段階における婦人の多様のニーズに考慮を払うよう呼びかける。

7. 事務総長が、本決議を国連開発計画長官を通じて、各国の国連開発計画駐在員に伝達するよう要請する。

## 5. 緊急時、戦時、解放戦争の際の婦人及び子どもの保護

経済社会理事会は、

緊急時、武力衝突、解放戦争の際の婦人及び子どもの保護に関する婦人の地位委員会決議4(XXII)、国際人権会議決議I、XXIII及び総会決議2675(XXV)を想起し、

1949年3月12日の戦時における文民の保護に関するジュネーブ条約が武力衝突の際あるいは占領地域において十分実施されていないことに注目し、

しばしば滅亡の犠牲となり、また、その生命と人間の尊厳をそこなう悪条件に苦しむこととなる武力衝突の際の婦人と子どもの運命に深い関心を表明し、

この問題に関し国際的宣言起草の可能性についてのべた1970年5月28日の経済社会理事会決議1515(XLVIII)を心にとめ、

この問題に関する事務総長報告書(E/CN.6/561及び付属2)に注目し

武力衝突の際の人権の尊重(A/8370及びA/8313)植民地及びその国民に独立賦与に関する宣言の実施(A/8314)に関する事務総長報告書、人権委員会決議6(XXV)に従って設立された専門家特別作業部会の報告書、総会決議2443(XXIII)により設立された占領地域の人民の人権に関係あるイスラエルの政策を監督するための特別委員会の報告を考慮し、

事務総長報告書(E/CN.6/561及び付属2)に言及されている地域たとえば中近東、アフリカ、アジア等を含む世界の多くの地域で子ども達が生命の基本的必要品の不足に悩んでいることを認識し、

さらに、戦禍にあった地域では婦人がしばしば個人の尊厳の侵害の犠牲となっていることを認識し、

1. 事務総長が、武力衝突の際の人権の尊重に関する報告書及び武力衝突の際及び占領地域における婦人と子ども保護のために特別の措置をとる必要に関して示唆を行なった報告書に特別の配慮を行なっていることに、

謝意を表明する。

2. 事務総長並びに婦人の地位委員会が、経済社会理事会議 1515 (XLVIII) の実施を目指して努力を続け、必要な場合には、この問題の宣言を起草するよう要請する。

3. 1972年5月、ジュネーブにおいて開催される国際赤十字連盟の行政専門家会議が武力衝突の際に適用される人道的国際法の再確認と開発のために、武力衝突及び占領時の婦人及び子どもの保護のため特別の措置をとる問題にとくに考慮をはらうであろうことを歓迎する。また、加盟国政府会議に参加する専門家の中に、婦人と子どもの保護をはかる人道的法律の作成に本質的貢献をなしうる婦人を任命するよう、希望を表明する。

4. 事務総長が、武力衝突の際の婦人と子どもの保護の問題に関する婦人の地位委員会の意見を、上記専門家会議に伝達するよう要請する。

5. 政府、国連諸機関、専門諸機関、民間団体が、事務総長報告書及び婦人の地位委員会の審議において言及された婦人と子どもを支持するよう世論を喚起することを要請する。また、これらの機関、国際赤十字連盟が、可能なすべての人道的支持を彼らに与えるための方法や手段を開発するよう、そしてその結果を事務総長に通知するよう要請する。

6. 事務総長が、上記5節に従ってうけた回答にもとづく報告書を婦人の地位委員会のために準備するよう要請する。

7. さらに、事務総長が適当な国連機関、国連公式文書から得た情報、また、政府、国連に諮問的地位をもつ民間団体から得たその他の情報にもとづいて、緊急時、武力衝突、解放戦争の際の婦人と子どもの状態に関する報告書を作成し、2年毎に婦人の地位委員会に提出するよう、要請する。

8. 緊急時、武力衝突、解放戦争の際の婦人と子どもの保護の問題を、婦人の地位委員会の事業計画に含めることを決定する。







